

# 髙井会計だより

編 集 発 行 人 税 理 士

# 5 井 直 樹

事務所 〒500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058(253)5411代 FAX 058(253)6957

コスモス

# (神無月) OCTOBER

13日・体育の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
٠	٠	•	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
<i>12</i>	13	14	15	16	17	<i>18</i>
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	٠

## ワンポイント 企業型確定拠出年金

従業員のために企業が掛金を拠出する(従業員も拠出可能)企業型年金で、運用に応じて受取金額が決まります。全額損金算入される掛金には限度がありますが、本年10月1日から、他の企業年金がない場合は月額5.5万円(従来5.1万円)、他の企業年金がある場合は月額2.75万円(従来2.55万円)に引き上げられます。

# ● 10月の税務と労務

国 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日

国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

10月31日

国 税/8月決算法人の確定申告

(法人税·消費税等) 10月31日

国 税/2月決算法人の中間申告

国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 10月31日

地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分 の納付 市町村の条例で定める日

労務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日

労 務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

う Ś,

を

ŋ

F.

げ

ま

す o



てし とな 0) まうことが 休業や退 なって健 間 労 働 職 康 概を余儀 あります。 障 0 害が生じ、 重 一労働 なくさ が れ長原

健康保持・増進の取組な自助努力に加えて、会ががら働き続けるには、ど せ ません。 労働 者が健 **増進の取組みが欠か**加えて、会社による けるには、労働者の 健康な状態を保ちな

てい 会社が行う健康 金づく事 くこととし 後措置につい )ます。 診 断とその 7 触結

づけられている健康診働安全衛生法により実 断 施 のが

定期健

康

診

断

ع

1 略 そ 明する書面 労 L 断 e V 入 の項目 を受け 、て実施 八れる際 常時使 3働者が健康診断の結果を証ない者を雇い入れる場合に、 することが ただし、 った後、 する については実施を省 の を提出したときは、 医 す 所定 できます。 師による Ź 健 康 三か月 労労働 康 診 断項者 万を経過 日を雇 です。 つい

4

所定の す 定期健 年以内ごとに一回、定期に、常時使用する労働者に対し、 項 康診 目 について実施し ま

要で することができます。 囲 の診 検断 ないと認めるとき 查項 量など) 部 (身長 医 は師 省がや 略必腹

その に常時従事する労働者に対し、冷な場所における業務など) 定 を な場所における業務 期 含む業務や著しく暑熱・ び六か月 特定業務 特定業務従事者の健 業 務 実 施以への (例えば、 こます。 配置替えの際 内ごとに 深夜業 口 寒 お

> くなる(六か月以 る検査項目は省略をすること 回 同 できます。 じ )ように定められています。 医師が必要でないと認め で す 定期 健康 実 施 診断と同様 内 0) ごとに 度 が

に実施します。か月以上海外派遣しか月以上海外派遣しかりの業務に就か 労働者を六か月以上海外派遣労働者の健 (しようとするときおよび六労働者を六か月以上海外派海外派遣労働者の健康診断 か した労働者 せるとき

目帰が国 と同様 診断 のかどましたいます。が定められています。国時でそれぞれ実施す国時での項目のほか、派 項目 は、 定期 健 する 康 遣 診 時 項 断

(5) とされ 入事事 入れの際又はその業務への配事する労働者に対し、その属事場における給食の業務に従事業に附属する食堂又は炊 **||替えの** 断 事業に附属する食給食従事員の検便 を行 Ė 行わなければない際、検便によ e V ・ます。 検便による健 なら な 康配雇従炊  $\epsilon \sqrt{}$ 

# 考

断 務 ⑤ 労働 Ŏ 健 者 康 安 医 のとという。 全 師による健 康の 生 示診断、じれますが、有いますが、方はか、有いますが、方はでは、 に 康診断な じん肺診 でん肺診 じ

す。 施についても規定されて ど 業務 等に応じた健 康 診 断 いの ま 実

# 実施 から事後措 置まで

実施、 安全衛 年間 一つと言えます。 健 して 康 0) 生 診 予定を立て、 活断 いくことが望まし 動 のうち重 社 が 一要なもの 計 実 画 施 する い的 でに

① す め 情 てい 報管理 実 健 康 きます。 時 診 はや守秘義で期、担当は別断計画の 者 務 作 などを定 成 0) 選 任、

(2) う伝えます。 依頼の際に、は検診実施機関の L てい 健の 康 選 診 ただくよ 定 断 • 結依果頼

その う 健 伝 へ個 その結果の提供を受けること基づく健康診断については、りますが、労働安全衛生法にへの提供を拒まれることがあ りますが、 個人情報保護法を理健康診断機関によ です。 理 ょ 由 9 品に会社 7 は、

健健可 康 断断 iは、対象となるすiの受診指示 者が受診できるよ

を要 てい説い 受ける。 ま へ診拒いど の断むでの 理解重動の対象の

いを断 者の いません。
を証明する書面の
を受けたときは な お 新社 会社が 希望 回の提出によるは、そ 望しな 指定する でも構果診 はい労働 はの結果診

果受領

ま通見き

よしょう。過じて理解

解

を得

には知 者れ 、て、

6 考慮 が等等上 からの芸の措置 て、 はなりません。就業上の措置をは、労働者の実情 ような が

8

診診

断断

||人票を作り

成成

個

- 更
- の短 制縮
- の外時の場 の制労間転所 回限働の換の 限
- 業 数 0 減 少

をは就施作休深出時 聴、業設業業夜張問 対き、象の 又 環 象と措設測 +に得ながれる で得ながれる ではなる労品 でなる労品 でなる労品 

所属する職場の管理監所属する職場の管理監防、内容などについて的、内容などについての。 
はま診断の結果、医療生委員会等への報告を受ける。 また、 Ĺ 当 の労 管働 

に上時措ら の事業場に設置義使用する労働者が |等について衛生委員 します 決定した就業上の断の結果、医師等か具会等への報告 五 務 □○人以 員会(常 業上の あ ŋ

> 9 果用 常健 署へ提出します。果報告書を所轄労働基準監用する事業場は、健康診断常時五○人以上の労働者を健康診断結果報告書の提出にはないできます。 働式間 H 生 P 労働 ダや ウ都 ン道

# そ の 他 の 関 連事 項

①い康あ者 りますし 診断 きます。 一康 定診 に関 すし定診がての断 関連した事項にお、二般には、一般には、一般には、一般に に一般 康 従 健 診 事康 れの断 す診 て健がる断

2 ① 実施時間帯 実施時間帯 実施時間帯 金 めは康施 診時 いが義務づいべきものとされている時間の一 断間 が使間の協議を受診する

局は保 L 口府

(4) 費 0) とさ 用 づ トタ けら は、 れ 全断け イマー て会い社 7 、ます がい 負し健 等で ま す 康 せ 診 N き断に

定期健康診断を受け 必要のある「常時」値 特働者とは、次のいず り使用される者、関 が四分の三に満たない却 が四分の三に満たない却 あっても、通間の労働時間 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言以上 の言い。 。 の言い。 の言い。 。 の言い。 の言い。 の言い。 の言い。 。 の言い。 。 の言い。 。 。 の言い。 。 の言い。 。 の言い。 。 。 の言い。 。 の言い。 。 。 の言い。 。 の言い。 。 。 の言い。 。 。 。 の言い。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 定パ 断を受けさせるされます。 でいずれの要が予定されます。 が予定されのより により一年のよう が予定されたまり が予定される要

時間の四時間数が、 四の一同

つむ週あが いね間 では、では、のが、 たが望れるの一以外の一以外の一以外の一以外の一以外の一以外の一以外の一以外の一次が望れる。 健上時のたの で数働い働 康 診 11 、 とされま とされま とされま

3 ---- 10月号

# 年次有給休暇の付与

年次有給休暇は、次の要件を満たした労 働者に対し付与することとされています。

- ① 雇入日から起算し6か月間継続勤務
- ② 全労働日の8割以上出勤

4月に採用した労働者については、採用 後6か月を経過したとき(10月)に、10労 働日の有給休暇を与えます。

上記要件は最低基準を定めたものですの で、6か月経過前の付与や、出勤要件を8 割より緩和して適用することは、企業で自 由に決定することができます。

初年度は、要件①の「6か月間 | の全労 働日のうち、出勤率が8割以上であるとき に付与し、その後は「1年」ごとの出勤率 を見ながら付与するか否かを判断します。

付与日数は継続勤務年数に応じて、次の ように増えます。

> 給付が行われることが 業務外の傷病のときは、

あり

健

・6か月…10日

務上の傷病 長で一年六

0

ときは、

全の

約

か月です。

・1年6か月…11日

金)が支給されます。支給額の三分の二相当額(傷病保険から一日あたり標準部

給与を受けられ 災保険または健康保険から保険 中 **の** 所 ないときは、

ます。

賃をおります。

支給期間 (傷病手当 報酬 、ます。 。 八割 日康 を受けられない間は継続してに労働することができず、賃けられていません。療養のた病手当金のような支給期間は 給付額の全部または一 受けられるときは調整が行われ、 付を受けることができます。 ſΊ ,ずれも休業期間 が支給され は継続して

中に給与を

・2年6か月…12日

・3年6か月…14日

・4年6か月…16日

・5年6か月…18日

・6年6か月以上…20日

年次有給休暇は、労働者から請求された 時季に与えますが、請求された時季に付与 することが事業の正常な運営を妨げる場合 には、他の時季に変更して取得させること ができます。また、労使協定の締結により、 計画的に取得させることが認められていま す(付与日数のうち5日は労働者が自由に 使える日数として残しておき、それを上回 る日数が計画的付与の対象となります。)。

請求権の時効は2年とされていますので、 当年度に消化できなかった日数は次年度に 繰り越すことができます。

パートタイム労働者に対しても所定労働 日数に応じた付与が義務づけられています (比例付与といいます)。付与すべき日数は 管轄する労働基準監督署にお問い合わせく ださい。

# 協会けんぽの各種様式変更

平成26年7月から、協会けんぽの申請 書・届書が新しい様式になっています。

各種保険給付の申請書のほか、健康保険 証の再交付申請書、任意継続被保険者(退 職後も健康保険の被保険者を続ける制度で す) の手続書類などが変更となりました。

新様式は、最寄りの協会けんぽ窓口での 入手やホームページからダウンロードする ことができます。

そのほか、全国のセブンイレブンのネッ トプリント(有料)による出力もできるよ うになりました。印刷の手順や料金は、協 会けんぽのホームページにてご確認くださ ر ۱<sub>۵</sub>

従来の様式に比べ、レイアウトが見やす く、記載場所の整理が行われています。な お、従来の様式を引き続き使うこともでき ます。